名古屋市立大学人文社会学部・人間文化研究科市民学びの会会則

- 第1条(名称) 本会は名古屋市立大学人文社会学部・人間文化研究科市民学びの会 (略称「市民学びの会」)と称する。
- 第2条(目的) 本会は市民に学びの場と交流の場を提供し、市民の学びへの要求や大学への地域貢献の期待を大学運営に反映させ、広く市民と人文社会学部・人間文化研究科(以下学部・研究科と表記する)との連携をを目的とする。
- 第3条(事業) 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。
 - 1) 市民向け講座を中心とした学部・研究科との連携・協力
 - 2) 大学との共催による講演会、研究会などの開催
 - 3) グループ学習の開催
 - 4) ニュースレターの発行
 - 5) その他、本会が必要と認めた事業
- **第4条(会員)** 本会の目的に賛同し、所定の入会金と会費を納入する者をもって会員とする。
- 第5条(役員) 本会は次の役員をおき、総会で選出する。
 - 1)会長 1名
 - 2) 顧問 2名
 - 3) 理事 若干名
 - 4) 監事 1名
- 第6条(会長) 会長は会務を統括する。
- 第7条(理事) 理事は理事会を構成し会務を分担する。
 - 2 理事会に事務局のほか、グループ学習の責任者をおく。
- 第8条(監事) 監事は会計を監査する。
- 第9条(役員の任期) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第10条(経費) 経費は会費、寄付金などをもってあてる。
- 第11条(会費) 会費は別途定める。
- 第12条(年度) 本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月末日までとする。
- 第13条(総会) 総会は次の事項を審議する。
 - 1) 事業計画および事業報告
 - 2) 予算および決算
 - 3) その他の重要事項
- 第14条(会則の変更) 本会則の変更は総会の決議による。
- 第 15 条 (雑則) この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別 に定める。
- 附則 1 本会則は 2007年9月30日より施行する。
 - 2 本会事務局は名古屋市立大学人間文化研究所内におく。

細則

この細則は、会則の施行に関し、必要事項を定めることを目的とする。

1 事業

- 第1条 事業の企画・立案は理事会が行うものとする。
- 第2条 本学にかかわる研究会、研究団体の活動とも連係を保つ。
- 第3条 グループ学習の責任者は、事前に事業実施計画書を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 第4条 グループ学習の責任者は、施設利用に際して事前に「使用届」を理事会に提出 しなければならない。
- 第5条 グループ学習に関わる経費は受益者負担を原則とする。
- 第6条 事業収益がでた場合には、本会の収益とする。

2 会員規定

- 第1条 会員の入会金を1,000円、年会費を1,000円とする。
- 第2条 校内において、会員は会員証を明示する。

3 役員規約

- 第1条 理事の人数は、理事会の議決で増減できるものとする。
- 第2条 顧問は、学部・研究科の教員から2名を会長が委嘱する。

4 会議規定

- 第1条 総会の出席者は、会員、役員とする。
- 第2条 総会の議決は、出席者の過半数をもってする。
- 第3条 総会は、総会をひらくことができない事由があるときは、理事会をもってこれ にかえることができる
- 第4条 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- 第5条 会議は、会議録をつけることとし、次の事項を記載する。
 - 1)会議の日時・場所
 - 2) 会議に出席した会員数または理事若しくは役員の氏名
 - 3) 議決事項
 - 4) 議事の経過および要領ならびに発言者の要旨